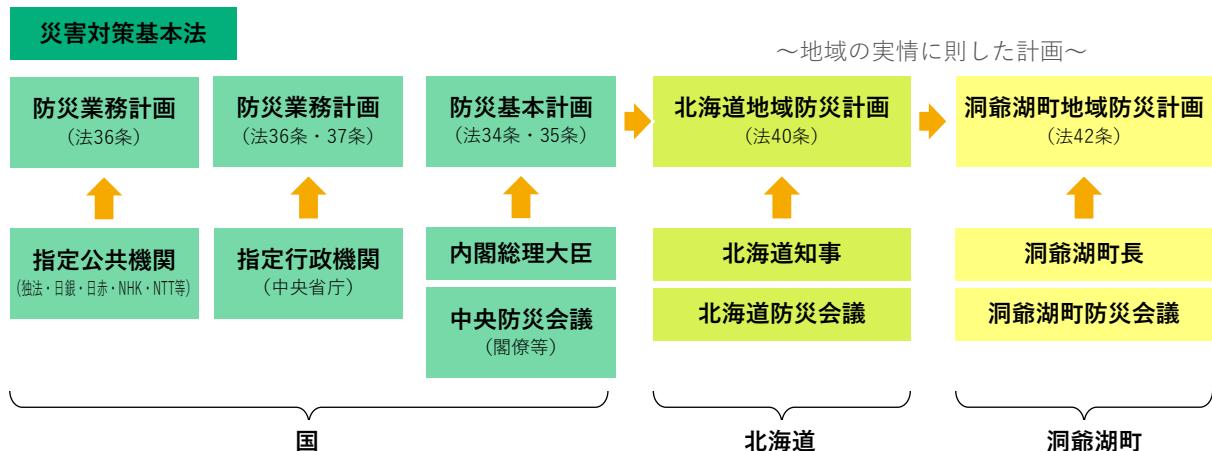


洞爺湖町地域防災計画改訂の概要について

1. 改訂の背景

洞爺湖町地域防災計画(以下「本計画」)は、災害対策基本法第42条に基づき、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、地域並びに住民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的として作成しています。

現行の本計画は、東日本大震災の教訓や課題、災害対策基本法や防災基本計画(中央防災会議作成)等の改訂等を踏まえて、平成29年10月に改訂したところです。



その後、近年発生した災害(下表)の検証及び新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえて、防災基本計画や北海道地域防災計画(北海道防災会議作成)は、所要の修正が行われています。

近年発生した災害		
令和6年1月	能登半島地震	石川県能登半島で最大震度7を観測。地震の直後に津波も発生(4.7m)。2020年頃から活発な地震活動の影響で地震に耐えられる力が低下し、多くの建物が倒壊。死者は240人以上(災害関連死含む)
令和3年8月	令和3年8月豪雨	全国各地の広範囲で記録的な大雨になって、河川の氾濫、土砂災害、道路の崩壊等が多発。
令和3年8月	伊豆山土砂災害	静岡県熱海市伊豆山地区の逢初川で発生した大規模な土砂災害。住宅131戸が被害を受けた。小規模なものも含めて10回以上の土石流が繰り返し発生した。
令和2年7月	令和2年7月豪雨	7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となった。死者82名、行方不明者4名等、極めて甚大な被害が広範囲で発生。
令和元年8月	九州北部豪雨	長崎県から佐賀県、福岡県までの広い範囲にかけて、長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨が発生。8月28日を中心として各地点で観測史上1位の記録を更新。
平成30年9月	北海道胆振東部地震	厚真町で震度7、札幌市東区や新千歳空港などで6弱を観測。苫東厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウトにより全道295万戸が停電となった。

これらのことと踏まえ、前回の改訂以降に更新された北海道地域防災計画等の上位計画との整合を図り、本町の防災体制の充実を図るため本計画の改訂を行いました。

2. 改訂のポイント

(1)構成の全面改訂

本計画の内容は、北海道地域防災計画に抵触するものであってはならないため、北海道地域防災計画の改訂された後、迅速かつ円滑に改訂する必要があることから、今回の改訂を契機に北海道地域防災計画の構成に準拠した構成に変更しました。

表 構成(章)

現行計画の構成	改訂後の構成(案)
<p>本編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 洞爺湖町の概要</p> <p>第3章 防災組織</p> <p>第4章 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第6章 地震・津波災害対策計画</p> <p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第8章 火山災害対策計画</p> <p>第9章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>第10章 防災訓練計画</p> <p>第11章 防災知識の普及計画</p>	<p>本編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 洞爺湖町の概況</p> <p>第3章 防災組織</p> <p>第4章 災害予防計画</p> <p>第5章 灾害応急対策計画</p> <p>第6章 地震・津波災害対策計画</p> <p>第7章 火山災害対策計画</p> <p>第8章 事故災害対策計画</p> <p>第9章 災害復旧・被災者援護計画</p>

- 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域(中央防災会議:令和4年9月30日現在)
○津波災害警戒区域(北海道:令和4年1月14日指定)

上記の指定状況を踏まえ、本編とは別冊とし、地震・津波に関する事項の整理を行いました。

- 有珠山火山避難計画(令和3年7月1日作成。)

上記計画内容を踏まえ、本編とは別冊とし、火山災害に関する事項の整理を行いました。

- 壮瞥川・板谷川・貫気別川洪水浸水想定区域(北海道:令和4年11月指定)
○津波災害警戒区域(北海道:令和4年1月14日指定)

上記の指定状況を踏まえ、本編とは別冊とし、水防に関する事項の整理を行いました。



地震・津波防災計画編
第1章 総則
第2章 災害予防計画
第3章 灾害応急対策計画
第4章 災害復旧・被災者援護計画
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

火山防災計画編
第1章 総則
第2章 災害予防計画
第3章 灾害応急対策計画
第4章 災害復旧

水防計画編
第1章 総則
第2章 水防組織
第3章 予報及び警報
第4章 水位等の観測、通報及び公表
第5章 気象予報等の情報収集

第6章 通信連絡
第7章 水防施設及び輸送
第8章 水防活動
第9章 水防信号、水防標識等
第10章 協力及び応援
第11章 費用負担と公用負担
第12章 水防報告等
第13章 水防訓練
第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置
第15章 水防協力団体
第16章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領

資料編
資料

資料編
資料

(2) 主な改訂内容

ア 本編

(ア)「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するものである旨を追記



(イ)感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る旨を追記

- ・感染症の発生を踏まえた避難場所における避難者の過密抑制
- ・感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進
- ・災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底

(ウ)住民及び事業者による地区内の防災活動の推進を図る旨を追記

- ・防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進
- ・自主防災組織の育成、強化
- ・住民一人一人が自ら行う防災活動の促進

(エ)防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱を改訂

(オ)庁内組織体制の変更に伴う災害対策本部組織体制の改訂

(カ)災害対策本部へ円滑に移行できる組織として災害対策連絡本部を設置

(キ)災害対策本部設置基準及び非常配備体制の基準を改訂

(ク)気象庁が発表する特別警報・警報・注意報等及び警戒レベルに関する事項を改訂

・警戒レベル及びキックルを運用した防災情報に関する事項

(ケ)避難情報の改訂(国(令和3年))に伴い関連する事項を改訂

・「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」へ、「避難指示」及び「避難勧告」を「避難指示」へ規定を変更し、「緊急安全確保」を追記

(コ)災害ボランティアセンターに関する事項を追記

・災害時におけるボランティア活動の環境整備

(サ)避難場所における良好な避難生活環境の確保に関する事項を追記

- ・開設当初からパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- ・避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握等、必要な措置の実施
- ・家庭動物のためのスペースの確保
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮
- ・在宅避難者等の支援
- ・積雪・寒冷を想定した避難場所の整備

(シ)災害関連情報等の広報手段の多様化・高度化に関する事項を改訂

- ・災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化
- ・要配慮者にも配慮した多様な手段の整備

(ス)男女共同参画に関する事項を追記

- ・女性防災リーダーの育成
- ・防災の取組への男女共同参画

イ 地震・津波防災計画編

(ア)「地震・津波に強いまちづくり」に関する事項を追記

- ・指定緊急避難場所等及び避難路・避難階段等の整備
- ・避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用
- ・建築物の安全化
- ・医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフライン機能の確保

(イ)住民及び事業者による地区内の防災活動の推進を図る旨を追記

- ・地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図る

(ウ)建築物等災害予防に関する事項を追記

- ・木造建築物の防火対策の促進
- ・既存建築物の耐震化の促進

(エ)庁内組織体制の変更に伴う災害対策本部組織体制の改訂

(オ)津波警報、地震活動に関する解説資料等の更新

(カ)地震火災対策に関する事項を追記

- ・消防水利の確保
- ・応急救出活動
- ・初期消火の徹底

(キ)津波災害応急対策に関する事項を追記

- ・津波警戒体制の確立
- ・住民等の避難・安全の確保

ウ 火山防災計画編

(ア)有珠山火山避難計画(令和3年7月1日作成。)との整合

- ・想定する火山現象
- ・事前対策
- ・噴火時等の対応

(イ)火山の状況に関する解説情報の更新

(ウ)警戒避難体制の整備に関する事項を追記

- ・情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルート、住民や登山者等が避難行動をとるための避難指示等の他、避難場所、避難経路、避難手段等について整備
- ・避難促進施設の位置づけと避難確保計画作成支援

(エ)防災知識の普及啓発

- ・火山ハザードマップ、火山防災マップの活用及び火山防災の日等の機会を通じた普及啓発

(オ)非常配備体制の種別と基準の改訂

(カ)噴火警戒レベルの導入に伴い関連する事項を改訂

工 水防計画編

水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第4条の規定に基づき、北海道知事から水防管理団体として指定された洞爺湖町が、同法第 33 条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水等(下図)の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として新たに作成。

記載内容は、2頁から3頁を参照。

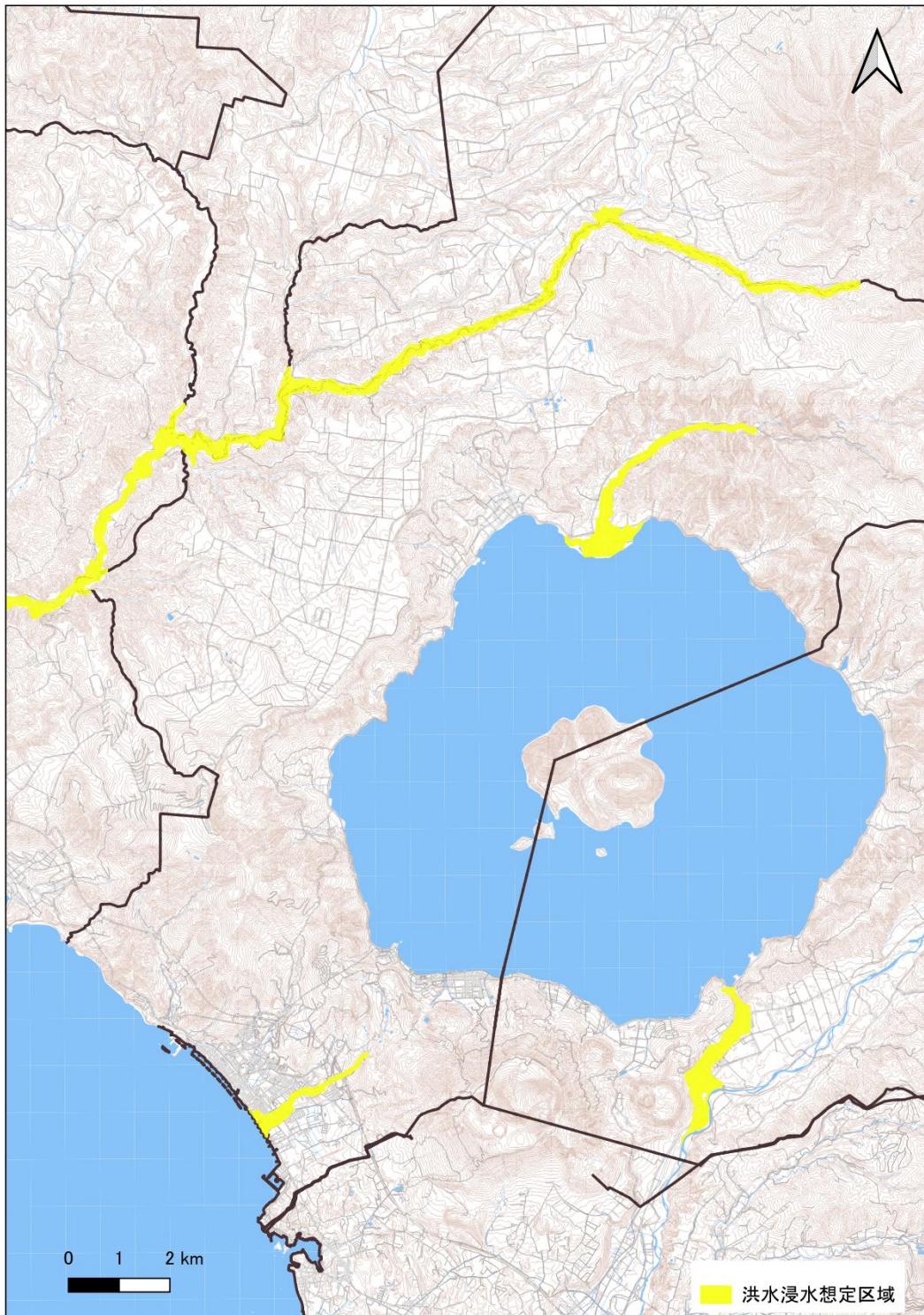


図:壮瞥川・板谷川・貫気別川洪水浸水想定区域(北海道:令和4年11月指定)